

王滝村空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、王滝村における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、王滝村内に存する建物（専用住宅、併用住宅、兼用住宅、宿泊施設及び店舗をいう。以下同じ。）で、現に居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空き家情報登録制度とは、王滝村内に存する空き家の登録を通して、空き家利用希望者に対し、情報提供を行うことをいう。
- (3) 所有者等とは、当該空き家に係る所有権又は賃借若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。
- (4) 情報提供とは、空き家に関する情報で、空き家利用希望者に対して有用なものを提供するとともに、空き家の登録情報を王滝村ホームページ等に掲載し周知することをいう。

(適用上の注意)

**第3条** この要綱は、空き家情報登録制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

**第4条** 空き家情報登録制度による空き家の登録を受けようとする所有者等（以下「空き家登録者」という。）は王滝村空き家情報登録申込書（様式第1号）に王滝村空き家情報登録カード（様式第2号）を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、王滝村空き家情報として村ホームページ等で公開しなければならない。

(空き家情報の登録抹消)

**第5条** 空き家登録者は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は当該空き家の情報公開を止めたい場合は、その旨を王滝村役場に連絡し、空き家情報登録申込書に記載された内容の変更、又は抹消をしなければならない。

(空き家利用希望者の登録申込み)

**第6条** 空き家利用を希望する者（以下「空き家利用希望者」という。）は、王滝村空き家利用希望登録申込書（様式第3号）に誓約書（様式第4号）を添えて村長に提出しなければならない。

(情報提供等)

**第7条** 村長は空き家の登録情報を王滝村ホームページ等に掲載し周知するとともに、空き家登録者及び空き家利用希望者に対して、有用な情報を提供するものとする。

2 村長は、空き家登録者及び空き家利用希望者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

4 空き家登録者は、交渉の結果を結果報告書（様式第5号）により遅滞なく村に提出するものとする。

(個人情報の保護)

**第8条** 第4条第1項及び第6条の規定による登録における個人情報の取扱いについては、王滝村個人情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成12年条例第1号）に定めるところによる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。